

令和5年度 第4回 江戸川区地域自立支援協議会 議事録要旨

<開催概要>

日 時 令和6年1月17日（水）午前10時00分～12時00分

場 所 グリーンパレス 高砂・羽衣

出席者 杉野会長、守島副会長、戸倉副会長、金栗委員、高橋委員、石井委員、加藤委員、鳥澤委員、小林委員、藤原委員、日永委員、三橋委員、星委員、蛭川委員、今井委員、塚本委員、大沼委員、佐藤委員、吉澤委員、中村委員、久我委員、中川委員

次 第 1. 開 会

2. 議 事

(1) 障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について

(2) 第3次江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画（案）について

(3) 意見公募（パブリックコメント）の実施について

(4) 令和6年度地域自立支援協議会について

(5) その他

3. 閉 会

<議事要旨>

障害者福祉課長

定刻となりましたので、これより「令和5年度第4回江戸川区地域自立支援協議会」を開会いたします。終了は、午前12時を予定しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

はじめに、本日の出欠状況を報告させていただきます。葛西第四地区民生・児童委員協議会 矢島委員、江戸川ろう者協会 佐野委員、発達相談・支援センター 熊委員につきましては、本日、ご欠席となります。

次に、本日の資料につきまして、机上配付させていただいています。議事の途中、資料の不備、不足等気がきましたら、お声かけいただければと思います。

続きまして、新任委員のご紹介をさせていただきます。区立障害者就労支援センターの推薦により委員を務められました鈴木委員に代わりまして、障害者就労支援センター所長の小林理恵様に協議会委員を委嘱することになりました。

ここで新任委員の小林委員より一言ご挨拶をお願いします。

—委員挨拶—

障害者福祉課長

ありがとうございました。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局を代表して福祉部、健康部の部長より一言ご挨拶を申し上げます。

—福祉部長挨拶—

—健康部長挨拶—

障害者福祉課長

ここからは会長に進行をお願いいたします。

会長

昨年に引き続きよろしく願いいたします。また、本日の会議で本年度の協議会活動は終わりですが、委員の皆さんは2年間の任期と聞いておりますので、来年度も引き続きよろしく願いいたします。

本日の協議会は公開として、傍聴人を募っております。その点について事務局から報告をお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

江戸川区のホームページで傍聴者を募ったところ、6名からお申込みをいただきました。皆様の了解をいただければ入場いただき、資料もお渡しします。

会長

委員の皆様、よろしいでしょうか。

—委員確認—

会長

では、傍聴の方に入室していただいでください。

—傍聴者入室・着席—

会長

それでは、次第に沿って進めたいと思います。はじめに議事1「障害者計画策定に向けたテーマ別懇談会について」です。

今年度の協議会では色々な懇談会を設定いたしまして、委員の皆さんに手分けして参加していただきました。その都度、協議会でご報告いただいでいたましたが、昨年11月に行われた「医療的ケア児・者への支援」について、事務局より報告をお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

資料1をご覧ください。11月15日に「医療的ケア児・者への支援関係機関連携会議」が行われ、地域自立支援協議会の守島副会長に会長を担っていただきました。訪問診療、訪問看護、障害福祉、保育、教育の専門家で構成された会です。会の後半には地域自立支援協議会の懇談会というかたちで「医療的ケア児・者の支援、地域で暮らし続けるために必要なこと」というテーマで、主にサービス現場での意見をいただきました。

副会長

メンバーが刷新されて、意見交換、討論会が行われました。

区内の今の状況は、111名の医療的ケア児がいらっしやいまして、医療的ケアを受けています。意見としては、育児に対する不安、社会的なサポート、災害時の対応がございました。災害時の対策として電源確保をどう考えていくべきか、養育者のレスパイト入院支援事業として、区で慶應義塾大学病院にベッドを一床確保していますが、病院の場所が遠いということのでかなりの準備が必要という意見もございました。今後も意見を聴取していこうと思います。

会長

他の委員で懇談会に出席された方がいれば、ご発言をお願いします。

委員

資料1の補足的な話です。看護師の不足と訪問看護に関して、入院された方はソーシャルワーカーが調整できますが、地域の方は情報が届かないこともあるという話が出ていました。訪問看護の事業所情報が届くといいという話もありましたが、相談支援の立場としては、相談支援の脆弱さを感じました。相談支援事業が民間委託されると、契約前の下準備ができたりします。相談支援に関しても協議をしていただければと思います。

医療的ケア児コーディネーターをどうフォローするかが重要という話があり、協議会に部会を作るなど体制を手作りしていくといいのではという話が印象的でした。

会長

医療的ケア児コーディネーターが主な参加者だと聞いていましたが、医療的ケア児コーディネーターは相談支援事業者ではないのでしょうか。

委員

相談支援事業者ではありません。

会長

訪問看護を使う場合に、医療的ケア児コーディネーターと相談支援事業者が連携す

るための仕組みをどう作るかということでしょうか。

委員

そうとも言えますし、どう作るかを協議する場として、連携会議が期待されます。協議会に部会が作られるのもいいと思います。

会長

この会議（医療的ケア児・者への支援関係機関連携会議）には、相談支援事業者の方も参加されているのですか。

委員

お一人参加されています。

会長

病院から退院するときは、医療ソーシャルワーカーが訪問看護を手配するのはルーティン化されているが、地域になると入口が詰まっている感じですか。ありがとうございます。

委員

参加させていただいて思ったことは、レスパイト先の不足が深刻な問題だということです。

会長

先程お話があった慶應義塾大学病院しかないということですね。江戸川区に一番近い重症心身施設はどこですか。

障害者福祉課長

東部療育センターになります。ただ、超重度でないと受け入れてくれません。区で一床確保したいということで、慶應義塾大学病院にどんな子でも受け入れられるという条件でお願いしたという形です。

会長

東部療育センターで受けてもらえないような方の受け皿として、もう少し近い所で小規模な形でできないか、色々な形を検討してもいいかもしれません。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

議事2「第3次江戸川区障害者計画・第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画（案）について」、議事3「意見公募（パブリックコメント）の実施について」に入ります。

本日はこの計画案について、委員の皆様からご意見をいただくのが主要な目的です。

質問や疑問点、誤字脱字のレベルでも、次年度の課題でも、多様な意見を伺いたいと思います。パブリックコメントが2月1日から実施されるということで、この場でいただいたご意見を精査して、区が変更するタイムリミットは1月末です。あまり時間がないことをご了解ください。

この協議会でいただいたご意見が、そのまま計画に掲載されるかというところではなくて、計画を書くのは区の裁量で、我々はそれに対して意見を言うだけという立場です。ただ、ここでの意見は議事録として地域自立支援協議会のホームページに公開されるので、言うべきことは言うていただきたい。それをどう判断するかは区の問題です。例えば、入所定員の削減について国の基本方針がありますが、江戸川区はそれに準じていません。それをそのまま計画に書いてしまうと、誤解を招くことになると思いますが、それについて地域自立支援協議会で何の意見も出なかったというのはよろしくないと思います。江戸川区がどこまで書き変えるかは分かりませんが、少なくとも議論がされていることが大事だと思います。

それでは、事務局から説明をお願いします。

障害者福祉課計画調整係長

資料2の説明をいたします。9月開催の第2回協議会で、第7期江戸川区障害福祉計画・第3期江戸川区障害児福祉計画のサービスの見込量についてご意見をいただいております。11月開催の第3回協議会で、第3次江戸川区障害者計画案をたたき台として出させていただいております。それらを合体したものが資料2となります。

目次をご覧ください。全体で6章となっており、第1章が計画策定にあたって、第2章が障害者計画の基本的な考え方、第3章が障害者計画の推進、第4章が障害福祉計画、第5章が障害児福祉計画、第6章が地域生活支援事業で、最後に資料編があります。資料編は今回初めてお目通しいただく資料です。

事務局で皆様の意見を反映したところと、数値を精査した結果、変更したところを説明させていただきます。

2ページ、「計画策定の背景と趣旨」については、背景となる法律の改正やその他策定に関する環境を肉付けしています。

4ページ、「関連法令の改正」については、平成24年度以降の国の法律改正と、それを基本とした江戸川区の事業の見直しを振り返る一覧表に改めています。

8ページ、「ともに生きるまちを目指す条例」の個別条例として策定した「障害のある人が自分らしく暮らせるまち条例」の基本理念を前回よりもコンパクトにまとめさせていただきました。

9ページ、「基本目標4子どもの健やかな成長を支援」に、インクルーシブ教育について「また、子育て支援・保育分野、・・・」の2行を加えました。

13ページからは障害者計画の推進についてです。

16ページ、ユニバーサルデザインマスタープランの策定の今後の取組の方向性を肉付けしています。同様に、今後の取組の方向性の文言を修正した部分を説明します。

19ページ、区ホームページ等への配慮で、「アクセシビリティを担保」と法改正に

触れた表現にしています。

22ページ、道路、交通機関、公共施設のバリアフリーで、インクルーシブ公園の整備について記述を改めました。

23ページ、防災対策の推進について、現在、避難行動要支援者についての見直しを実施しており、今後記述を改めるかも知れません。

26、27ページ、「保健・医療の充実」の各事業について、今後の取組の方向性を少し丁寧に改めました。

28ページ、基幹相談支援センターに関して、古い記述を改めています。

29ページ、相談事業についても、事業の追加や今後の取組の方向性を改めています。

32ページ、地域生活支援拠点等の整備については、区が主体となって考えるのではなく、協議会での意見聴取や協議を基に具体的な整備をしていきたいという内容を記載しました。

35ページ、「基本目標4子どもの健やかな成長を支援」の最後の部分に「また、インクルージョン（地域社会への参加・包摂）に向けた支援については、・・・」を加えています。

39ページ、「基本目標5就労と生きがいつくり」の最後の部分に「また、余暇活動の状況では、・・・」と生きがいつくりの内容として余暇について触れています。

次に障害福祉計画です。

48ページ以降の「障害福祉サービスの見込量と方策」では、最初にサービスの種類を並べ、サービスの内容は各サービスの項目で説明するように体裁を変えています。

49ページ、重度訪問介護と行動援護のサービス見込量をそれぞれ精査しました。

51ページ、生活介護の見込量についても数字を精査しています。

56ページ、短期入所【福祉型】の見込量は少し増やす形で精査しています。

57ページ、共同生活援助（グループホーム）は、数字を精査して「区分4以上」の項目を追加しました。

59ページ、計画相談支援の見込量を精査しました。

次に障害児福祉計画です。

63ページ、成果目標に医療的ケア児コーディネーターについての項目を追加します。医療的ケア児の研修を終えた方との会議を持ち、今後の方向性を協議しており、その辺りを掲載したいと考えています。

64ページ、児童発達支援は、数値に変更はありませんが、区立の発達支援センターが定員を増やすので、そこを見込んで精査しています。

地域生活支援事業は第6章として70ページ以降に掲載しています。まず概要と事業内容、その後に各事業のサービスのメニューを付け加えています。

75ページ、手話通訳者緊急派遣事業は、電話リレーサービスが普及し、事業の利用が伸びていないこともあり、大幅な見直しを考えています。

78ページ、地域活動支援センターⅡ型の利用者数は、見直しをしています。

79ページ、日中一時支援事業の年間日数についても見直しています。

83ページからは資料編です。97ページは、計画策定にあたっての取り組みの経過

が一覧になっています。98ページからは計画策定のためのアンケート調査結果のポイント、106ページは地域自立支援協議会の委員名簿、107ページからはテーマごとの懇談会での意見の抜粋、112、113ページには新しく制定した条例を全文掲載しています。

続きまして、資料3をご覧ください。2月1日から30日間、計画書のパブリックコメントを実施します。計画書案はホームページに掲載するほか、閲覧用の冊子を障害者福祉課窓口に用意します。入力フォーム等で意見を集め、回答を区ホームページに掲載します。「広報えどがわ」2月1日号にパブリックコメントについてアナウンスします。

会長

ありがとうございます。計画書案は区のホームページに掲載されますので、106ページの委員名簿について、お名前、肩書等間違いがないか確認してください。

107ページの懇談会の説明文「地域自立支援協議会委員の活動の中で・・・」は、「委員」はない方がいいのではないのでしょうか。109ページの②のところも同じです。

細かなお気づきの点は事務局にメールで送って下さい。まず、このままパブリックコメントに出してはまずいのでは、というような点でお気づきの点があればご意見をいただきたいです。

例えば、45ページの施設入所者数の数値目標が428人、一方、58ページの施設入所支援の令和5年度以降の見込量が429人となっているのは間違いですか。

障害者福祉課計画調整係長

428人が正しいので58ページを訂正します。

会長

45ページの地域移行の数値目標は令和8年度に5人。この中に精神の方は入っていないのでしょうか。含まれるのは知的と身体だけの数ですか。

障害者福祉課計画調整係長

精神は入っていません。

会長

では、5人というのは知的と身体だけと分かるように書いて欲しいと思います。

障害者福祉課計画調整係長

入っていませんと言いましたのは、福祉施設は精神の方よりも知的、身体の方が入るところであり、精神の方は施設系となると病院になりますので、数字には含まれていないということです。

会長

そうすると、「精神障害者の各サービスの目標値」は「病院からの地域移行に係わる各サービスの目標値」として、上には病院からの地域移行は含んでいないと記載してほしいです。更に参考値として、福祉施設からの地域移行の実績値、各年どれだけ移行したか書いていただかないと、なぜ5人という数字が出てきたのか分かりません。本来は国の基本指針に基づいて、令和4年度末の施設入所者の6%以上を地域移行の目標としますが、428人の6%は25人で数字が違ってくるので別の根拠が必要だと思います。施設入所の428人も国の目標だと407人にならないとおかしい。最初の基準値428人自体が国の基本指針からは逸脱しています。これは江戸川区だけでなく都全体もそうだと理解できましたが、それを書いてもらわないと分からないと思います。東京都の基準は、平成17年10月時点の施設入所者の数を維持することを平成18年障害福祉計画最初の年から言っていて、国の基本指針とは別のことを言っています。都と国の基準が違うことを示したうえで、都の基準に照らして江戸川区はこれまで20年近くされてきたのでしょうが、都の基準と照らしても少し増えています。江戸川区の平成17年の入所者は401人なので、それから数えると増えています。それが実態なので、それを正確に書いてほしいですね。

委員

35ページの「基本目標4」の課題に、生徒や教員の障害への理解が取り上げられています。昨日、教員の会議がありましたが、教員の障害への理解が一番希薄なのではないかと感じます。具体的には、知的の学級は専門の学級主任がいないところがあり、来ている教員も新規採用、期限付き採用が多い。教員の子どもたちへの理解がどこにあるのか気になりました。

39ページの「基本目標5」の課題に文化活動に取り組める環境の整備とありますが、41ページにパラスポーツへの支援はありますが、文化活動という言葉がない。実際は積極的に参加している作品展の名称が書かれていないのはなぜなのでしょう。スポーツはかなり細かく書かれていますので、文化活動として学芸会も実施しています。それから副籍による交流も行われているのでそういう記載があってもいいのではないかと思います。

90ページの「愛の手帳所持者数」の年齢区分が0～17歳となっていますが、小学校、中学校でどのくらい的人数が取得されているのかが分かるかと思いました。教員の意識を変えるなかで、こういうものを担っていった時に、小学校、中学校入学の時にどれだけ交付数があるのか把握するために、数値が分かるかよいのではないかと思います。区民の方にもオープンにしたらいいかないかなと思います。

また、教員の障害への理解がうまく進んでいないと記載がありますが、各学校ではユニバーサルデザインの中で交流はやらなければいけないが、実際は厳しいという意見があります。区民に分かるように、実際に取り組んでいることと教員への研修としてやっている項目があると、こうしたアンケート結果が払拭されていくのではないのでしょうか。

障害者福祉課計画調整係長

計画書に記載できる内容について教育委員会と相談します。

委員

児童相談所ができて、通常学級の生徒を主体的に考えますが、通常学級の中にも障害を抱えたお子さんがいらっしゃいます。知的の学級を持っている学校も広げていけないといけません。今回の計画に教育に関するものと、生徒たちの作品をアピールする文化的なものが書かれていないのはもったいないと思います。

会長

インクルーシブ教育は障害者計画の大きな柱のひとつですが、次年度の課題になってくると思います。その時にどういう事を考えたらよいかの糸口を伺えた気がします。

パブリックコメントまでにどこを直すかということで、まとめさせていただくと、41ページについて、スポーツはスポーツ振興課がたくさん挙げていますが、文化活動は障害者福祉課が把握している情報だけを掲載しているのではないかと。教育委員会に確認して追加できる項目があれば追加していただければと良いというご意見ですね。

それから、区内小中学校に愛の手帳を持っている人がどれだけいるか、特別支援学校に江戸川区の子どもが何人いるか、といった基礎資料があってもいいというご提案でした。今回書くのか、次年度以降のインクルーシブ教育で書くのか、今後区の方で検討していただくということよろしいですか。

委員

相談支援の立場から、32ページの地域生活支援拠点等に関しては、協議会での協議を基にということですが、46ページの基幹相談支援センターの相談支援体制に関しては、「令和8年度末までに体制確保」だけなので、どのように整えていくかのプロセスが見えるといいと感じました。

パブリックコメントまでに直したいのが28ページになります。基幹相談支援センターは、相談支援事業と連携やフォローする立ち位置で、地域生活支援拠点はサービス提供事業者と連携をしていくものだと思いますし、事業内容としては基幹相談支援センターの事業ではないと認識しています。従って、「地域生活支援拠点等の事業を行います」の部分は32ページに包括されるので取り除いていいと思います。

相談支援の現場としては、相談支援の機能強化に一番期待したく、人材定着は非常に期待したいと思っています。研修では実地研修が課されていて、個別にスーパービジョンするようになっています。この機会が地域で担保されていてほしいという声が多く挙がっています。事業内容、今後の取組の方向性で見直していただきたいです。

会長

28ページの基幹相談支援センターの記述内容が違うのではないかと前回の協議会

で指摘していただいたところを修正したのだと思いますが、地域生活支援拠点と基幹相談支援センターは別のものだと思います。基幹相談支援センターを中心に地域生活支援拠点を整備していくという位置付けだったと思います。

障害者福祉課計画調整係長

基幹相談支援センターは地域生活支援拠点と両輪になってやっていくものと考えています。28ページの記載は意見を参考に見直しを考えていきます。

会長

両輪だから、別のものですね。

障害者福祉課計画調整係長

基幹相談支援センターの業務の中に、地域生活支援拠点等というのを一緒にフォローしていくというか、そのような業務があるという認識です。見直しをして修正する必要がある部分は修正していきます。

委員

江戸川区は国が示している重層的な相談支援体制の2層と3層を担うのかと解釈し、1層以外の計画相談支援の全てを担う形で整えていくという方向性を示したのかなと思いましたが、いかがでしょうか。

1層はサービスと利用計画を作成する相談支援専門員がいる事業所です。2層は計画を立てるよりも前の段階の相談支援をする事業所の役割、3層は個々人の課題や悩みが地域のものであれば、新しいサービスを作る、環境を整えるための話し合いの場、こうした地域自立支援協議会も3層にあたります。基幹相談支援センターは地域自立支援協議会をバックアップする役割も期待されています。本来、基幹に期待されている3層の役割に加えて、江戸川区は一般的な相談支援も担っていこうという形をとるのかと感じました。

障害者福祉課長

障害の分野で2層、3層とありながら、区の大きな方向性をどうするかということがあります。障害に特化して支援、整える形を作るのか、区として共に生きるということ考えた時に、障害、高齢というよりは、生きづらさを抱えている人を区として支えていく仕組みを考えていかないとはいけません。区の目指す全体像と障害のあるべき姿を考えているところです。2100年に向けたアクションプランも出たところで、プランの中で障害をどう位置付けていくのかがこれからの3年間の肝になります。

委員

そうであれば尚更、地域生活支援拠点がどうなるのか、区民の関心事でもあり、区でも取り組んでいかなければいけない部分です。それが今後どうなるのかが書かれて

いませんが、最後に懇談会の意見が載せてあるので、これをどこかに入れておいた方がよいかと思います。パブリックコメントに意見を提出する側としても、今後どうなるのかという意見が集中してくるような気がします。

地域生活支援拠点がどういうものか、何が必要か、民間と行政と一緒に勉強会を開くのもいいという話があった気がします。地域自立支援協議会では勉強会も開催するといった文言が入ってもいいと思いますし、可能なら懇談会の継続、その発展形の整備も書いてもらえると期待できると思いました。

会長

協議会の次年度の課題として承れたと思います。

委員

3点ほどお聞きします。42ページと80ページに事業の重複があるように思います。スポーツ大会等、分けている理由がなければまとめた方がすっきりすると思います。

45ページと59ページで地域移行の令和5年度の数字が逆転しています。どういうことかお教え願います。

79ページですが、精神障害は他に多くの委託事業があると思います。記載されるといいと思ったのが、高次脳機能障害支援事業です。高次脳機能障害の方の希望となるように書かれることを希望します。

会長

59ページの数字はおかしいと思っていました。確認をお願いします。79ページの記載についても、高次脳機能は介護保険サービスになりますね。

障害者福祉課長

高次脳機能については近年、色々と取組がされています。関係部署と調整して対応したいと思います。

委員

29ページの「地域連携ネットワークの推進」の下に、法人間連携の項目を作ってもよいのではないかと思います。高齢と福祉のコラボレーションも必要ですし、私の事業所でも社会福祉法人として障害入浴を開始しました。高齢の事業者が障害事業をやりやすくなると考えています。

会長

このご意見について特に異議がなければ、地域自立支援協議会として「法人間連携の項目を加えたらどうかという意見を述べさせていただきました。」と議事録に記載していただければと思います。

委員

75ページの手話通訳者緊急派遣事業で、電話リレーサービスが普及しているから見込量の見直しをしたという説明がありましたが、緊急派遣事業は医療機関と一緒に行っていただくというイメージがあったので、そこにいる人同士で行って電話リレーサービスを使うということではよろしかったでしょうか。

障害者福祉課長

日本財団が実施しているサービスで、医療機関と調整をしてくれるものです。電話リレーサービスと言ったことで誤解されたのかもしれませんが、緊急時に対応するために日本財団が独自にやられています。名称を改めて確認します。電話リレーサービスは別のサービスです。緊急時対応のものに切り替えている人が多いと把握しています。

委員

今年度の会議の中で、同行援護は目的によっては利用できないものがあるので範囲を検討するという意見がありました。範囲の見直しは今回反映されているのでしょうか。

障害者福祉課長

同行援護でどこまでできるかは、国の基準にあるものがあって、代筆代読支援を別に設ける自治体もあります。それを区でやるかやらないか今後はわかりませんが、今回は記載していません。

委員

私の隣に耳の聞こえない人が引っ越してきました。私の家のインターホンを押すと、隣の家インターホンに通じてしまって、家の中が光るそうです。高齢化の世の中になっていくと、このようなことがもっと起こります。どうしたら互いに迷惑がかからないのか考えています。私は会議で高尚な話はできませんが、こうした生活に密着した話ができる場がほしいと思いました。

会長

恐らく、周波数か何かと一緒になっていることが原因でしょうか。福祉用具相談員という人がいると思いますが、今後は障害者の地域での一人暮らしが増えていくとともに、住宅改造や設備導入が多くなり、それらを調整する人材が必要になってくる場面が多くなると思います。そこは国の制度でも整備が不十分だと思います。専門的にいうと作業療法士の方にも関係するのでしょうか。江戸川区にはいらっしゃいますか。

障害者福祉課長

職員としてはいますが、障害者福祉課にはいません。

会長

在宅が増えていくと、在宅ベースで環境のマネジメントが必要になってくるので、全体をアドバイスするような専門的なバックアップセンターが必要になってくると思います。災害時の事も含めて、ITに強い方も必要になってくるし、国の方でもまだそこはあまり考えていないと思います。

委員

逆に、隣の人のお安否確認になるので悪くないとは感じています。

会長

聴覚障害のお隣さんにご迷惑かもわかりませんね。周波数は変えた方がいいので、とりあえず電気屋に言った方がいいと思います。

議題の2と3についてはこれで終了します。誤字脱字や数字の間違いもお気付きの場合は、事務局にメールでお知らせいただけたらと思います。

障害者福祉課計画調整係長

最後にひとつあります。今回資料としてお出ししている計画書は、文字や表ばかりで見づらいと思っていますので、普段の生活の中で耳慣れないものは写真を入れたり、地域生活支援拠点等という新しい事業については、厚生労働省が出しているポンチ絵のようなものを入れたりして、体裁を整えたものを用意したいと考えております。

委員

2つ感想を用意していたので申し上げます。

一つ目はインクルーシブ教育について、通常学級の小中学校で、障害という言葉を使わない、障害のことを怖く思わないような、周りの人が知ることによって引き込みにならないような啓発活動をしています。ピアサポーターの活用を検討していただければと思います。

もう一つは、サービスを相談する窓口の整備です。サービスの利用によって利用者ひとり一人の人生が大きく変わってしまうので、サービスを利用者目線で考えてもらいたいと思います。

会長

学校等で啓発活動されてるということ、これはやはりインクルーシブ教育のテーマとして、次年度以降の課題の一つだなと思いました。また、相談支援の体制整備で、ピアサポーターの活用も考えていかないとはいけません。

それでは、議事4「令和6年度地域自立支援協議会について」に入ります。資料はありませんが、来年度の協議会をどのように進めていくかということです。

積み残している課題はたくさんあるので、それを全部処理するのは難しいので、来

年度の第1回協議会で皆さんと話し合っただけで決めたと思います。ただ全体会議だけでは無理なので、懇談会なり部会で分担して話し合っていくことになると思います。

災害対策は区でも見直しに着手していますが、これまではどちらかと言うと中長期的な視野で検討されている気がします。しかし、明日起こるかも知れないという前提で考えるべき課題も少なくないと思います。そういう意味でも災害対策は優先順位が高く、来年度も議論を継続していかないといけないと思っています。

そのほか、今年度積み残した課題として、インクルーシブ教育と就労支援、相談支援、施設入所にならないようなサービス利用のしかた、地域生活支援拠点をしっかりスタートさせるのも優先順位が高いです。

委員

大枠の話として、今年度は計画の策定のため様々な懇談会の報告を受けて話し合いが行われたということで、広く、深く見えたような気がします。各論、総論を行ったり来たりしながら協議会が進められると思います。そういった体制が次年度も担保されるのかどうか気がかりだし、担保されないと積み上げ課題を議論するのが難しいと感じています。

会長

協議会のあり方がはっきりしていないと感じています。障害者計画で16ページに「③地域自立支援協議会の開催」とあり、差別解消のところに入っています。これは違うのではないかと感じていて、どこに入れたらいいのかもよく分からない。

地域自立支援協議会の位置づけは、区にお願いするというよりも、皆さんと一緒に考えていかないといけない課題だと思います。総論各論行ったり来たりはいいと思いますが、各論が増えてしまうと皆で共有できるかなという心配もあります。開催回数が増えるのもよくないと思うので、そこをどうするかが課題です。

委員

参加して思うことは、この場で話し合っただけで決めている気がしないということです。この場で話し合いをしながら決められないのなら、別の部会も作ってもらいたいと思います。

私は精神障害の当事者で参加していて、精神障害とボーダーラインの知的障害を持っています。協議会で説明されてもなかなか理解できずにこの会が過ぎてしまいます。事前の説明会やイエローカード制度を作ってもらえたらと思います。精神障害当事者として参加しているので、せめて私が分かるように説明してもらいたいと思います。

会長

そうですね。時間の制約があったり行政のスケジュールがあったりしてうまく行かないのですが、当事者の方の話を聞くのは貴重な財産、情報なので、これを皆で共有

できるような機会を作る機会として、例えば事前にZOOMのミーティングを実施できないかという案もあるかもしれません。難病で在宅生活するのは大変なことだと思うので、そういう当事者委員にもお話しを是非聞きたいし、そういう機会を作りたいと思っています。その際は字幕など情報保障の費用が必要となりますが、費用は出るのでしょうか。

福祉部長

情報保障についてはこれから検討をしていきたいと思えます。

会長

時間が迫っていますが、意見がある方はいらっしゃいますか。

委員

重度訪問介護の拡充を是非お願いいたします。

会長

重度訪問介護については、前々回の協議会で意見があり、見込み量が1名分増えています。年々一人ずつでも増やすという表明は大事です。

それでは最後に、議事5「その他について」、事務局からお願いいたします。

障害者福祉課計画調整係長

事務局から次年度第1回の協議会についてお知らせします。日程はこれからすり合わせをさせていただきますが、5月か6月の上旬に第1回を設けさせていただければと思います。またメール等でご案内させていただきます。

委員

先ほど意見がありました協議会の進め方について、同じ精神の団体として次年度に何か形にしていければと感じました。

障害者の皆さんから寄せられた作品の作品展を行います。2月17、18、19日が会期となっています。10時から4時、最終日の19日のみ3時までの開催となります。会場はタワーホール船堀の1階展示ホールです。デジタル作品展として会期が終わりました後、年度内はWEB上で作品を見られるようにしますが、是非会場まで足を運んでいただくと大変ありがたく思います。

会長

皆様のご協力により、無事に本年度の協議会を終了することができました。以上をもちまして、第4回江戸川区地域自立支援協議会を終了いたします。本日はありがとうございました。

—終了—